

平成27年度 精神障害者福祉手帳所持者が利用できる市町村単独の福祉サービス事業

12)古河保健所管内

平成27年7月1日現在

市町村名	種別	事業名	手帳等級			事業内容	問い合わせ窓口	
			1級	2級	3級		電話番号	
古河市	交通	古河市福祉タクシー利用料金助成事業	○	○	×	自動車税(軽自動車税含む)の減免を受けていない者。1ヶ月あたり20回を上限とし、月6,000円まで補助を行う。市内に住所ある者に限る。	健康の駅 障がい福祉課	0280-92-4919
							古河庁舎 市民サービス室	0280-22-5111
							三和庁舎 市民サービス室	0280-76-1511
							総和庁舎 市民サービス課	0280-92-3111
五霞町	助成	障害者手帳等申請診断書料助成事業	○	○	○	精神障害者保健福祉手帳の交付申請に必要な診断を受けた者に対して、診断書1通につき3,000円を限度に助成する。	健康福祉課	0280-84-0006
五霞町	交通	障害児・者通院等交通費助成事業	○	○	○	通院等で公共交通機関を利用する交通費について1ヶ月3,000円、月5回以上通う場合は1日1,000円を限度として助成する。	健康福祉課	0280-84-0006
境町	助成	障害者手帳等申請診断書料補助事業	○	○	○	精神障害者保健福祉手帳の交付申請に必要な診断を受けた者に対して、診断料の半額を補助する。補助額が5,000円を超える場合は5,000円までとし、町内在住者に限る。	社会福祉課	0280-81-1305

※手帳等級(1級～3級)の○印は該当するもの、×印は該当しないものを示します。

※サービスの詳細は、上記の問い合わせ窓口へ直接お願いいたします。